

様式第七（第4条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

2019年 6月 7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

住 所 東京都千代田区大手町 1-6-1

名 称 株式会社 justInCase

代表者の氏名 畑 加寿也

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 目的・必要性

- ・ 諸外国では、特定のリスクに対してメンバーが少額を拠出しあってリスクプールを組成し、一定額までは個人間の相互扶助によりリスクをカバーする「P2P型保険」が注目されており、中国の相互宝は「保険料を事故発生後に保険加入者で負担する新しい保険」として成功を収めている。
- ・ 一方で、保険料を事後的に徴収する保険スキームは、国内ではその実例がないのが現状である。本実証を通じて本保険スキームが公平妥当であることを証明するとともに、我が国においても運営可能であることを確認し、InsurTechの先駆けとなることを目指す。

(2) 実証の概要及び意義

- ・ 従来型のがん保険をP2P型保険となるよう改良した商品を、スマホ等から簡単に加入できるようオンラインで販売する。
- ・ 本実証におけるP2P型保険は、実際に支払われた保険金総額を契約者数で除したものをベースとして、保険料を事後的に徴収するものである。
- ・ また、保険金を支払うことによりはじめて保険契約の維持・管理をするための費用を保険会社が徴収できる仕組みとすることで、保険契約者と保険会社の利害を一致させ、従来とは異なった保険契約者と保険会社との関係性を構築するものである。
- ・ 以上を「保険料を事故発生後に保険加入者で負担する」本邦初のP2P型保険スキームとして提供し、従来の保険商品と大きく異なる本商品が運営可能であるか否かを実証する。

(3) 実証計画の目標

- ・ P2P型保険の保険契約者を集めることにより、本実証の仕組みが成立しうるかを検証する。
- ・ 「保険料を事故発生後に保険加入者で負担する」ことに対し、①モラルリスクが顕在化することにより生ずる不適切事案の有無・態様、②本商品の引受けによる支払能力への影響の有無・程度、③その他保険料を事後的に徴収する保険商品に伴う問題の有無について、2.（3）に記した定期的な報告および保険契約者からのフィードバックにより検証する。保険契約者からのフィードバックは、アンケート調査により収集する。

(4) 将来構想

- ・ 実証実験中に得られたフィードバックを、より良い仕組みづくりに活かす
- ・ P2P型保険を適用できる保険種類の拡大を目指す

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

P2P型のがん保険に、アプリ等で簡単に加入できる仕組みを実証する。

当実証の関係者リストは以下の通り。

- ・ 申請者(株式会社justInCase)：P2P型がん保険を提供する少額短期保険業者
- ・ 参加者(保険契約者、被保険者)：日本国内に居住または滞在する日本人及び外国人

(2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

イ 準備段階(市町村説明、近隣説明、土地所有者同意、システム開発等)

- ・ 申請者は、本実証における保険商品について保険業法に基づき届出を行う。
- ・ 本実証は、保険商品の届出を行った後に開始する。

ロ 実行段階(具体のオペレーション)

- ① 申請者はアプリ等からP2P型保険に加入できる仕組みを提供する。
- ② 保険契約者は、アプリ等を通じて、P2P型がん保険に加入する。P2P型がん保険は、補償内容は従来型のがん保険に準じたものであるが、加入時の保険料の支払いは不要である。
- ③ 申請者は、支払いが確定した保険金総額を契約者全体で均等割りしたものに保険契約の維持・管理等や確実に保険金等の支払いを行うための財源を付加して保険料を決定し、保険契約者は事後的に保険料を支払う。なお、保険契約者が支払う保険料には、事前に上限額を設定する。
- ④ ①～③以外の保険契約に関わる部分については、保険約款で定める通りとする。
- ⑤ 加入状況や保険金支払の状況、問い合わせ件数や内容などについて随時集計し、客観的なデータを収集する。
- ⑥ 保険契約者に対してアンケート調査を実施し、P2P型保険に対するフィードバックを得る。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証の目的に照らし、以下の点を検証項目とし、実証終了後に主務大臣に報告する。

- ・ 定期的な報告：以下について、前月末までの状況を、翌月末までに主務大臣に報告する。
 - ① モラルリスクが顕在化することにより生ずる不適切事案の有無・態様
 - 苦情件数及びその内容
 - ② 本商品の引受けによる支払能力への影響の有無・程度
 - 契約件数
 - 中途解約件数
 - 保険金支払件数
 - 収入保険料
 - 支払保険金
 - 実証中に発生した想定外費用(広告宣伝費等)
 - 本実証における保険商品の危険差損
 - ③ その他保険料を事後的に徴収する保険商品に伴う問題の有無
- ・ トラブル事象：定期的な報告以外で何らかのトラブルが発生した場合には、速やかに主務大臣に報告する
- ・ 実証終了後の報告：実証終了後3か月以内に、主務大臣に報告する。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

本実証は、2019年度下半期の保険商品販売開始（認定日以後かつ本実証における保険商品の届出後）から1年間を実施期間とし、実施場所は日本国内に限定をする。なお本実証のスキーム（保険料後払いスキーム）に固有の性質として、契約者規模が大規模になった際には相応に収支が安定すると考えられるものの、契約者規模が小さな初期段階で、新しいスキームであることによる何らかのリスクが発生し、危険差損が発生する可能性があると考えられる。万が一そのようなことが発生した場合に、既存契約者への影響を最小化するため、危険差損が一定額を超過した際には、実証期間中に関わらず本実証を停止することとする。

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

本実証の参加者は、日本国内に居住または滞在する日本人及び外国人に限定し、当社や当社が指定する代理店のウェブサイトやアプリ等を通じて本実証への参加同意をとる。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

本実証開始前に資金調達を予定している。

6. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
保険業法第272条の4第1項第5号イからホ及び第6号

五 第二百七十二条の二第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない株式会社等

イ 保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

本実証においては、下記（１）～（３）の通り、保険契約者等の利益を不当に害するものではないため、保険契約者等の保護に欠けるものではない。

（１） 保険金支払について

保険金の支払いは、保険約款にて、保険金の支払い方法と時期について定める。

（２） 免責事由について

免責事由は、保険約款にて、申請者の財務状況に応じて、保険期間中の保険料増額、保険金額の減額を行うことがありうることを定める。

（３） 告知義務について

告知義務は、保険約款にて、被保険者の年齢や性別、健康状態、保険申込日時において損害等が発生していないことを告知事項に含めた上で、契約を締結できるものと定める。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

リスクプールにおいて年齢階級ごとに保険金額を設定することで、一定程度のリスク調整を行い、その上でP2P型保険による相互扶助の効果を取り入れることから、加入者間の公平性は担保される。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

本実証におけるP2P特約は、がんリスクに対してメンバーが少額を拠出しあってリスクプールを形成し、一定額までは個人間の相互扶助によりがんリスクをカバーするものであり、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長、誘発するものではない。

ニ 保険契約の内容が、当該株式会社等の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。

本実証においては、保険金に上限額を設定した上で、「3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所」で記述した通り、一定額の危険差損を超えた場合には、実証を中止する措置を講じることにより、過大な危険の引き受けを行うものではない。

ホ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

約款において保険契約の内容を正確に表することで、保険契約者等に誤解を生じさせない表現とする。

六 第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人による確認が行われていない株式会社等

本実証における保険料は、保険事故発生後に確定する支払保険金と申請者の管理費をリスクプールに所属するメンバーで均等割りした額となるため、保険料の算出方法として合理的であり、かつ、保険計理人による確認を行った上で保険業法に基づき商品の届出を行う。また、保険料は予め定めた保険料上限額を限度とするため、多額の保険金支払が発生した場合であっても、保険料は妥当な水準の範囲内となる。

7. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
株式会社justInCase
東京都大手町1-6-1
畑 加寿也
03-4440-2267
kazy.hata@justincase.jp

○保険業法

(登録の拒否)

第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(略)

五 第二百七十二条の二第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない株式会社等

イ 保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約の内容が、当該株式会社等の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。

ホ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

六 第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人による確認が行われていない株式会社等